

香芝市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、かつ当該出納員をして当該委任を受けた事務の一部を分任出納員に委任させたので、告示する。

令和5年9月29日

香芝市長 福岡憲宏

委任を受ける出納員	委任の対象となった事務	委任を受ける分任出納員
教育委員会事務局教育部 教育総務課長	所管に係る徴収金の収納 所管に係る物品の出納保管	上席職員
	所管に係る徴収金の収納 所管に係る物品の出納保管	施設の長
教育委員会事務局教育部 保健給食課長	所管に係る徴収金の収納 所管に係る物品の出納保管	上席職員
	所管に係る徴収金の収納 所管に係る物品の出納保管	施設の長
教育委員会事務局教育部 学校教育課長	所管に係る徴収金の収納 所管に係る物品の出納保管	上席職員
教育委員会事務局教育部 学校教育課学校支援室長	所管に係る徴収金の収納 所管に係る物品の出納保管	上席職員
	所管に係る徴収金の収納 所管に係る物品の出納保管	施設の長
教育委員会事務局教育部 こども課長	所管に係る保育料及びその他の徴収金の収納 所管に係る物品の出納保管	上席職員
	所管に係る徴収金の収納 所管に係る物品の出納保管	施設の長

委任を受ける出納員	委任の対象となった事務	委任を受ける 分任出納員
教育委員会事務局教育部 まなび推進局生涯学習課長	所管に係る徴収金の収納 所管に係る物品の出納保管	上席職員
教育委員会事務局教育部 まなび推進局文化財課長	所管に係る徴収金の収納 所管に係る物品の出納保管	上席職員
教育委員会事務局教育部 まなび推進局市民図書館長	所管に係る徴収金の収納 所管に係る物品の出納保管	上席職員